

建設工事事務取扱要領

1 目 的

事業執行の合理化、迅速化を推進するため、発注業務等の簡素化と平準化を図り併せて事業促進の効率的な執行を図る。

2 適用範囲

- (1) 焼津市が発注あるいは監督する建設工事に適用する。
- (2) この要領に記載されていない事項については、各種共通仕様書等を適用する。

3 提出書類

- (1) 工程表（焼津市建設工事執行規則（以下「執行規則」という。）第 20 条）

受注者は、設計図書に基づいて工程表（第 10 号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、当初請負代金額が 300 万円未満の建設工事については、提出を省略することができる。

- (2) 工事工程月報（執行規則第 20 条）

受注者は、市長から請求があった場合においては、工事工程月報（第 11 号様式）に建設工事の進捗の状況を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、当初請負代金額が 1,000 万円未満の建設工事については、提出を省略することができる。

- (3) 使用材料の承諾書（土木仕様書第 2 編第 1 章、農林土木仕様書第 2 編第 1 章、建築仕様書 1-4-2 等）

受注者の作成する使用材料の承認については、県が工場検査等を実施し、合格した指定の材料及び簡易な材料については、使用材料の承認書は省略することができる。ただし、主要材料一覧表（各種共通仕様書等参照）を提出する。なお、日本工業規格に該当しない特殊 2 次製品等の使用材料については、執行規則第 24 条に基づいて、受注者は使用材料の承認書を提出する。ただし、当初請負代金額が 1,000 万円未満の建設工事については、提出を主要資材一覧表の提出とすることができる。

- (4) 施工計画

受注者が提出する施工計画書は、土木仕様書第 1 編 1-1-4、農林土木仕様書第 1 編 1-1-6 及び建築仕様書 1-2-2 等の区分によるものとする。ただし、土木及び農林土木工事における当初請負代金額が 500 万円以上 1,000 万円未満の建設工事については小規模工事の提出とし、500 万円未満の建設工事については少額工事の提出とすることができる。建築・設備工事における当初請負代金額が 500 万円未満の小額工事については、工種別の施工計画書の提出を省略することができる。

施工計画書は、工事着手日（工事開始日以降の実際の工事の準備工事の初日）前に提出と

する。工事着手日は、設計図書に定めがある場合の他、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内とする。

- (5) 交通規制関係(土木仕様書第 1 編 1-1-32、農林土木仕様書第 1 編 1-1-39、建築仕様書 1-3-8 等)

必要時に提出とする。

- (6) 材料検査簿(執行規則第 24 条)

受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができない物について第 2 項の検査を受けたときは、材料検査簿(第 14 号様式)にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。ただし、当初請負代金額が 1,000 万円未満の建設工事については、提出を必要時とする。

- (7) 工事材料の品質(土木仕様書第 2 編第 1 章、農林土木仕様書第 2 編第 1 章、建築仕様書 1-3-6 等)

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の建設工事については、提出を省略することができる。

- (8) 工事記録簿(執行規則第 22 条の 2 関係)

受注者は、工事記録簿を作成し、提出する。又、監督員と現場代理人とで打合せ及び現地確認を実施した場合、工事記録簿に記録しておくこと。ただし、当初請負代金額が 1,000 万円未満の建設工事については、提出を省略することができる。

- (9) 監督に関する書類の整備(建設工事監督規程第 7 条)

地下埋没物、設計変更等に必要事項が生じた場合は、指示書、協議書を作成し、発注者・受注者双方の確認をする。

- (10) その他

受注者は、交通規制を行う工事においては、道路使用許可証の写しを現場内に掲示するものとする。

受注者は、監督員の請求があった場合には、進捗状況報告書(別紙様式)を週の初めの月曜日毎(休日の場合には翌日)提出するものとする。ただし、当初請負代金額 200 万円未満の建設工事については、提出を省略することができる。

監督員は、工事確認事項(別紙様式)を作成し、工事についての事前確認を行い、必要事項を受注者に指示するものとする。

4 施工管理

- (1) 出来形管理は、土木仕様書、農林土木仕様書及び建築仕様書等に定める出来形管理基準により行うものとする。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の建設工事については、契約図書の写し等に、出来高(基準高、幅、延長、厚さ等)を赤字で書き込み出来形図面を作成して、面積図、数量計算表等を提出することで管理表は、これに代えることができる。

- (2) 品質管理は、土木仕様書、農林土木仕様書及び建築仕様書等に定める品質管理基準により行うものとする。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の建設工事については、受注者が検査時に持参するものとする。
- (3) 写真管理は、土木仕様書、農林土木仕様書及び建築仕様書等に定める写真管理基準により行うものとする。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の建設工事については、着手前及び完成時等とすることができる。

5 監督員・受注者等

監督員は、受注者が工事の施工に当たって自主管理体制（工程、出来形、品質、写真、交通、安全等）を確保し、施工管理に当たるよう指導するものとする。受注者等は、工事の施工に当たって疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、土木工事共通仕様書の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理（コントロール）することをいう。

6 工事検査

工事検査は、焼津市建設工事検査技術基準の定めによる。ただし、建設工事事務取扱要領に基づき実施する。当初請負代金額が 1,000 万円未満の建設工事については、完成検査写真の提出を省略することができる。

7 簡素化の適用除外

土木工事（水道含む）・農林土木工事を受注したもので以下の各号のいずれかに該当する者には、建設工事事務取扱要領に規定する当初請負代金額 1,000 万円未満、500 万円未満における提出書類、施工管理等の省略の規定を適用しない。

- (1) 工事を受注した年度および前年度において、焼津市競争入札参加資格停止処置要綱（平成 24 年 焼津市告示第 30 号）に基づき入札参加資格停止措置を受けた者。
- (2) 工事を受注した年度および前年度において、焼津市建設工事成績評定要領に基づく工事評定点が、67 点以下の評定を受けた工事の受注者。
- (3) 焼津市の発注した建設工事を初めて受注する者。

8 附 則

(1) 施行日

平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 8 月 7 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

建設工事施工に伴う諸手続き比較表

契約図書に必要な項目	適 用 規 則 等	1,000 万円以上	1,000 万円未満	500 万円未満
1. 工程表	執行規則第 20 条	提 出	提 出	提出 300 万円未満は省略
2. 工事工程月報	執行規則第 20 条	提 出	省 略	省 略
3. 材料承認	土木仕様書第 2 編第 1 章等 農林土木仕様書第 2 編第 1 章等 建築仕様書 1-4-2 等	提 出	主要材料一覧提出	主要材料一覧提出
4. 施工計画書	土木仕様書第 1 編 1-1-4 農林土木仕様書第 1-1-6 建築仕様書 1-2-2 等	提 出	提出(小規模工事)	提出(少額工事)
5. 交通規制関係	土木仕様書第 1 編 1-1-32 農林土木仕様書第 1 編 1-1-39 建築仕様書 1-3-8 等	必要時	必要時	必要時
6. 材料検査簿	執行規則第 24 条	提 出	必要時	必要時
7. 品質規格証明書	土木仕様書第 2 編第 1 章 農林土木仕様書第 2 編第 1 章 建築仕様書 1-3-6 等	提 出	提 出	省 略
8. 工事記録簿	執行規則第 22 条の 2	提 出	省 略	省 略
9. 監督に関する書類整備	建設工事監督規程第 7 条	必要時	必要時	必要時
10. 施工管理	土木仕様書第 1 編 1-1-23 農林土木仕様書第 1-1-30 建築仕様書 1-3-1 等			
	※1 出来形管理	提 出	提 出	出来形図、数量計算
	※2 品質管理	提 出	提 出	自主管理、必要時
	※3 写真管理	提 出	提 出	着手前及び完成時等
11. 出来形図面又は 面積図、数量計算表	土木仕様書第 1 編 1-1-19 農林土木仕様書第 1 編 1-1-26 建築工事外構等	提 出	必要時	必要時
12. 工事写真帳	施工管理基準	提 出	提 出	提 出
13. 完成検査写真帳		提 出	省 略	省 略

備考) 省略とは、「定められた様式での提出等を省略することができる」であり、検査時の説明責任がいらぬことではない。

※1 500万円未満の出来形管理は、契約図書の写し等に、出来高（基準高、幅、延長、厚さ等）を赤字で書き込み出来形図面を作成して、面積図、数量計算表を提出することで管理表は、これに代えることができる。

※2 500万円未満の品質管理（規格証明書を含む）は、受注者が検査時に持参する。

※3 500万円未満の写真管理は、基本的には着手前及び完成時、完成時に確認が困難なものの寸法等とするが、重要な構造物、完成時に確認が困難な場合で必要なもの等については、着手前に監督員と協議し決定する。

※4 その他
道路使用許可証の写しを現場内に掲示する。

監督員の請求があった場合には、進捗状況報告書を提出する。ただし、当初請負代金額 200 万円未満の建設工事は除く。

様式 3-(11)関係

進 捗 状 況 報 告 書										決 裁		部 課			
												総括監督員	主任監督員	担当監督員	
										建設工事名					
受 注 者			担当監督員							工 期					
										変更工期					
現場代理人			主任技術者												
監理技術者			専門技術者												
特例監理技術者			監理技術者補佐												
請負代金額			円							変更請負代金額			円		
月 日	曜日	天候	水替	工 事 内 容							作業人員		打合せ事項		
	月														
	火														
	水														
	木														
	金														
	土														
	日														
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
計 画	15日														
進捗率	月末														
実施進捗率	月 第 週 現在 %														
工期日数等	工事日数 (日) 報告までの日数 (日) (残日数 日)														
次週の予定															

- 備考 この報告書は、当初請負代金額200万円以上の建設工事について以下の方法により報告して下さい。
- この報告書は、土木工事及び農林土木工事に適用する。ただし、建築・設備等の工事においても使用することができる。
 - この報告書は週報とする。週の初めの月曜日（休日の場合は翌日）に提出すること。ただし、着手日が週の途中の場合は次の週の月曜日に同時に提出すること。最終の報告は、工事が完成した日とする。
 - 工期の1/2のときは、少なくとも50%以上を目標とすること。
 - 変動幅を±10%で管理し、工程の遅れが10%を超える状態となった場合には、修正工程表を提出すること。
 - 計画進捗率は、提出した工程表に整合したものとし、その%を記入のこと。
 - 実施進捗率は、提出した工程表に基づき、報告日の実績の%を記入のこと。
 - 最初の報告書には、工程表を添付すること。

工 事 確 認 事 項（発注前）						
建設工事名						
建設工事箇所	焼津市地内			予定工期	着手	完成
占有物件 の依頼願 い等	関係機関	支障物件	移転の有無	移転申請	立会い	備　考
	中部電力		有 * 無	了　末	了　末	
	N T T		有 * 無	了　末	了　末	
	東海ガス		有 * 無	了　末	了　末	
	水道局		有 * 無	了　末	了　末	
	ケーブルテレビ		有 * 無	了　末	了　末	
	その他		有 * 無	了　末	了　末	
協議事項	協議機関	協議事項	協議の有無	協議申請	備　　　考	
	静岡県 島田土木	河川 道路 その他	有 * 無	了　末		
	警察	交通	有 * 無	了　末		
	学校		有 * 無	了　末		
	バス路線		有 * 無	了　末		
	農政課		有 * 無	了　末		
	土木管理課	官民境界	有 * 無	了　末		
		占用許可	有 * 無	了　末		
	道路課		有 * 無	了　末		
	河川課		有 * 無	了　末		
	消防署		有 * 無	了　末		
	その他		有 * 無	了　末		
承諾書等	移転承諾書	家屋移転	有 * 無	了　末	(月) 予定)	
	101条補償	借地	有 * 無	了　末		
自治会への協力要請等	地元での協力を要するかどうか？ した() / () しない(予定) / () 第 自治会 総代 (Tel) 地元説明会の必要か？ あり(予定日) / () ない() / ()					
所見						

備考) 自治会への協力要請等は区画整理事業においては、審議会への協力要請、区画整理ニュースなどとする。
依頼・協議事項等については、現場条件に合わせ付加える。